

1 施策体系

計画の連続性・継続性を勘案し、第3期計画の基本理念や施策体系を継承しつつ、施策の充実を図っていきます。

誰もが安心して地域の一員として暮らせるまちづくりを実現するため、アンケート調査やグループインタビュー等を活用し、現在抱えている課題を確認し、体系づけしたものです。

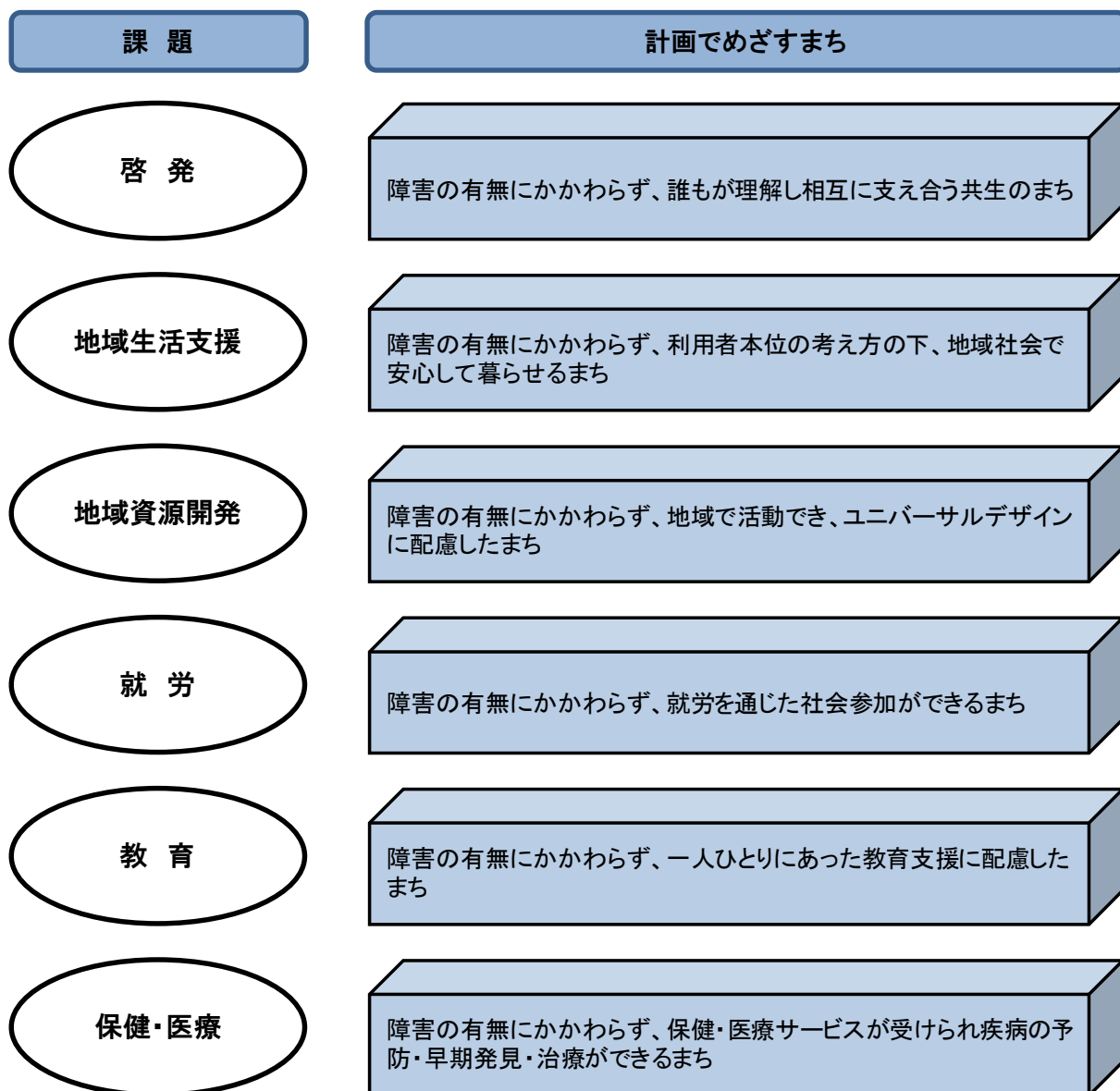
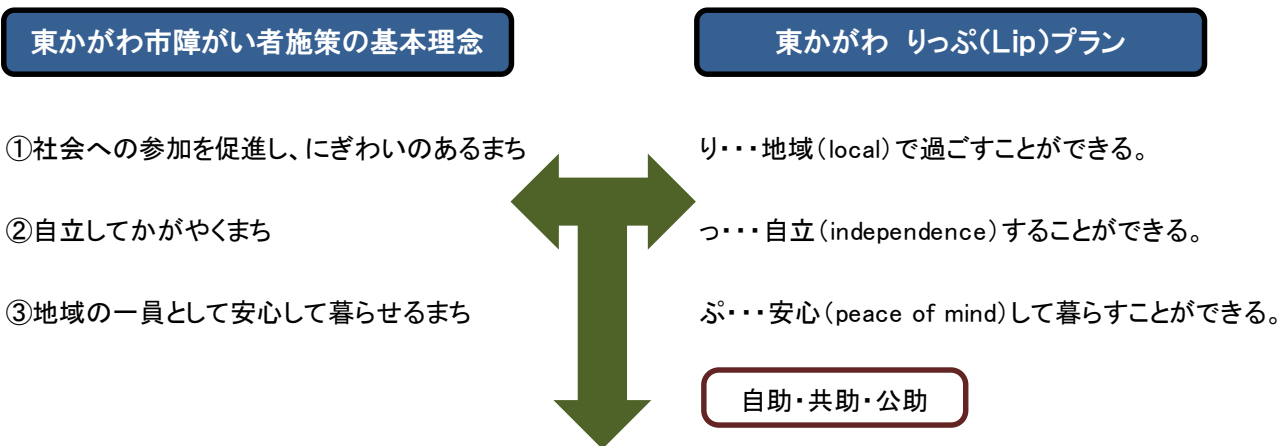
東かがわ市の障がい者施策の基本理念

- ①社会への参加を促進し、にぎわいのあるまち
- ②自立してかがやくまち
- ③地域の一員として安心して暮らせるまち

東かがわ りっぷ（Lip）プランとは・・・（再掲）

- ㊦・・・地域（local）で過ごすことができる。
- ㊧・・・自立（independence）することができる。
- ㊨・・・安心（peace of mind）して暮らすことができる。

【第4期障がい者計画の施策体系】



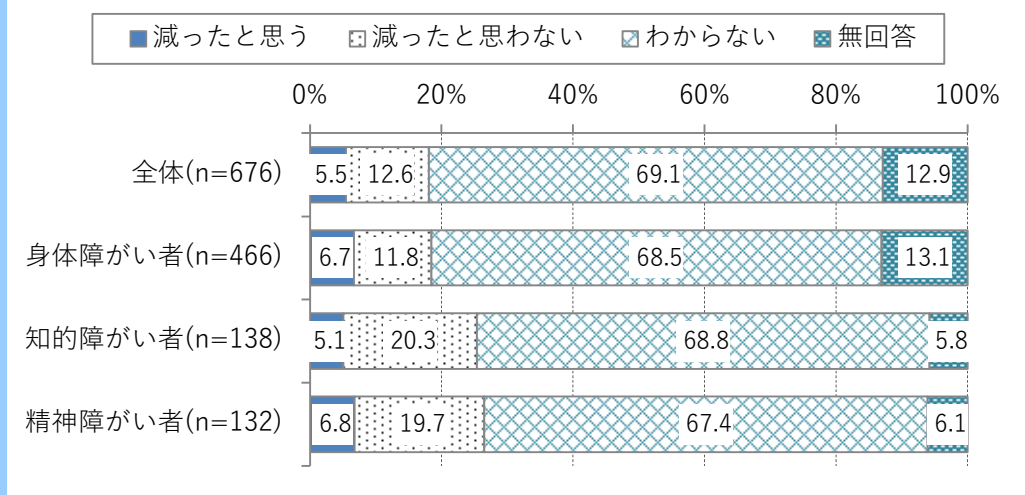
1. 啓発 ～障害の有無にかかわらず、誰もが理解し相互に支え合う共生のまち～

平成25年6月に「障害者差別解消法」が成立し、平成28年4月に施行されました。この法律は、全ての人々が差別されることなく、お互いに人格を尊重し合いながら、心豊かに生きていくことのできる「共生社会」の実現をめざすものです。国や地方公共団体等及び民間事業者による「障害を理由とする差別」が禁止されるとともに、障がい者への合理的配慮を行うことが義務として規定されています。

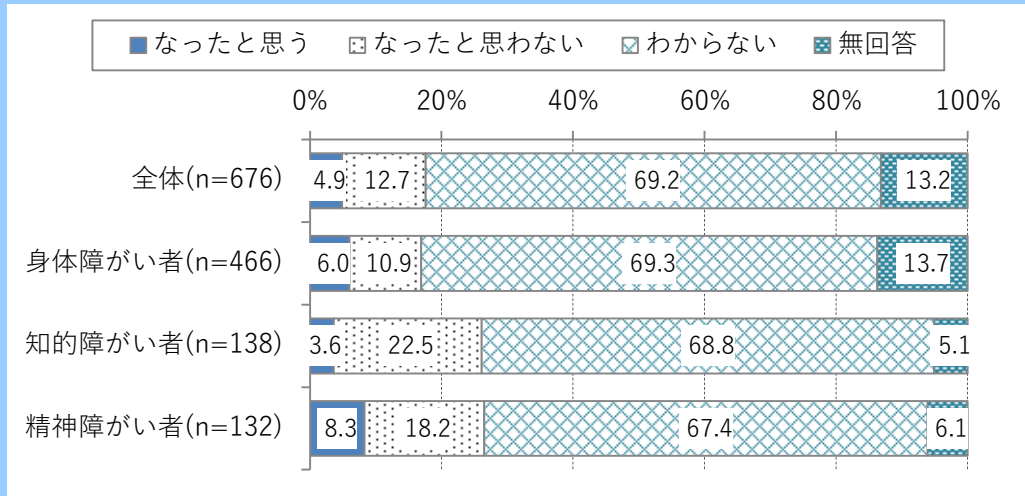
しかし、アンケート調査によると、障害者差別解消法が施行されて、障がい者が不当な差別を受ける機会が減ったと思うと回答した人は5.5%、社会全般で合理的配慮が行われるようになったと思うと回答した人は4.9%にとどまっています。

障害者差別解消法を一層周知することで、障がい者に対する差別・偏見をなくし、理解を深め、誰もが支えあう共生できるまちを目指す必要があります。

【障害者差別解消法が施行されて、不当な差別を受ける機会が減ったと思うか】



【障害者差別解消法が施行されて、社会全般で合理的配慮が行われるようになったと思うか】



資料：アンケート調査

- ・「自治会など人権啓発研修会（しあわせづくり）」等、障がい者への配慮等について協力を得るための人権啓発活動に努めます。
- ・広報、ホームページ、メール、障がい者マップ等、多様で創意工夫のある広報手段を活用した効率的・効果的な啓発・広報を推進します。
- ・障がい者週間の行事の実施等を通じて、共生社会の理念の普及を図ります。
- ・スポーツ大会等、障がい者に接することができるイベントで交流を促進することにより、啓発を図ります。
- ・地域交流の場等を活用し、障がいのある児童が同年代の児童と交流することによる理解の浸透に努めます。
- ・障がい者を支援するために、その障害の特性を十分に理解した人材確保に向けて推進します。
- ・高齢者施設関係職員への啓発や介護支援専門員との連携等、高齢の障がい者に対する支援に努めます。
- ・医療機関関係者への啓発を行うこと等により、障がい者に対する医療的支援の充実を図ります。
- ・行政職員や地域住民が障がい者支援施設等で職場体験を行うことで、一層の理解が得られるよう推進します。
- ・ピアサポート（障がい者が障がい者をサポートすること）の考え方の下、障がい者自らが自立するために啓発し、自らが考えることができるような体制づくりに努めます。
- ・優しい心と思いやりの心を持ち、お互い助け合う風土を育むため、福祉体験等を行い、学校における福祉教育の充実に努めます。
- ・障害者差別解消法に基づき、障害者差別解消支援地域協議会を自立支援協議会内に設置し、障がいを理由とする差別に関する相談、紛争の防止に必要な体制を整備します。
- ・障がいのある人に関わる成年後見制度の啓発や、成年後見制度利用支援事業の利用促進を図ります。

2. 地域生活支援 ～障害の有無にかかわらず、利用者本位の考え方の下、地域社会で安心して暮らせるまち～

障がい者が感じる悩みや不安は、障がいの種別や程度、社会状況、年齢など、様々な要因によって異なります。このような、障がい者ごとに異なる諸課題を身近に、気軽に相談でき、適切な助言を受けられるようにする必要があります。

また、障がい者が地域で安心して生活するためには、いつでも必要に応じて在宅福祉サービスが受けられる環境にあることが重要です。しかしながら、障がい者の介助は、配偶者や親、子どもなど、家族や親族に依存する傾向にあります。サービスの充実を図ることで、在宅生活が家族の支援のみに頼ることなく、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちを目指します。

① 相談支援体制の充実

- ・多様な障害種別、関係者が抱える個々のケースにあった支援体制づくりを構築するべく、関係機関が一体となり、地域の課題について情報を共有し、地域自立支援協議会の充実・機能向上を図ります。
- ・民生委員児童委員等、地域をよく知っている方との密な連携を図り、そこから相談支援事業所等の関係機関につなぐ体制づくりに努めます。
- ・ふれあい訪問、出張相談を活用して、サービスが必要にもかかわらず、つながっていない方や家族等の支援が得られない方に対するアウトリーチ支援（本人からの要請がない場合でも、支援者から積極的にサポートすること）の充実に努めます。
- ・発達障がい者やこれらの障害に該当しない高次脳機能障害や難病患者等についても、相談支援の質が低下しないよう、支援の充実に努めます。
- ・住宅入居等支援事業の活用による、障がい者の自立に向けた相談支援の充実に努めます。
- ・発達障害を早期に発見し療育につなげていくため、関係機関連携の下、保護者からの相談に応えながら、個々の状況に合った最良の方法で支援します。
- ・障がい者本人だけでなく、その家族等の支援者に対する相談支援の充実に努めます。
- ・制度が複雑多岐にわたるため、関係機関で情報を共有化し、きめ細かな連携をとりながら必要な支援を行います。
- ・相談支援専門員が確実に相談支援業務に従事し、サービス等利用計画の作成を担うとともに、障がい者ケアマネジメントに基づく質の高い計画が作成できるよう、計画相談支援の体制整備に努めます。
- ・地域移行支援や地域定着などの支援を含めて、各種相談を行う相談支援事業所と連携することにより、相談支援充実・強化を図ります。

② 障害福祉サービスの充実

- ・ ライフステージや心身の状態、障がい者の特性に応じたサービス提供を行います。困難な事例については、地域自立支援協議会を活用しながら、関係機関が一体となり、対処していきます。
- ・ 障がい者個々の状態や生活環境にあったケアマネジメントができるよう、技術の向上に努めていきます。
- ・ 介護が必要な高齢の障がい者に対しては、介護保険制度でのサービス提供に加え、介護支援専門員と連携を図りながら、必要に応じて障害福祉サービスの提供を行います。
- ・ 適切なサービス提供が行えるような事業所や人員の確保を求めます。
- ・ 障がい者が地域で住み慣れた自立した生活を送れるよう、グループホームの整備を促進します。
- ・ 地域生活支援拠点、大川圏域地域自立支援協議会において、地域にある様々な資源を最大限に活用し、障がいのある人を地域で支援する包括体制の構築を目指します。

※大川圏域地域自立支援協議会とは

障害者総合支援法に基づき、東かがわ市・さぬき市の障がいのある方や、その家族などからのさまざまなご相談やニーズについて、圏域に関係する福祉、医療、教育や雇用等の関係機関が情報を共有し連携を図りながら、解決に向けての具体的方法を検討する協議会です。

③ 経済的支援

- ・ 低所得者に対してのサービス提供について配慮します。
- ・ 障がい者やその家族に対し、国・県・市が実施する各種手当の支給や助成制度により、経済的支援を行い、生活の安定を図ります。
- ・ 心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活や社会生活を営むため、必要な医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）費を給付します。
- ・ 精神障がい者をはじめとして、障がい者が公共交通機関で外出しやすくなるような制度となるよう、関係機関とそのしくみづくりに向けた検討を行います。
- ・ 工賃増額に向けた体制整備に努めます。

④ 安全・安心

- ・ 地震や台風等における災害時要支援者の早期避難が可能な体制整備に努めます。
- ・ 障がい者の個人情報保護に配慮しながら、地域が一体となった防災体制整備の充実に努めます。
- ・ 障がい者の安全を確保するために、サービス事業所に対して、防災計画の作成や防災訓練の実施、施設や設備の安全点検など災害対策の推進について指導します。
- ・ 自己決定が困難とされる障がい者のために、日常生活自立支援事業や成年後見制度等、権利を擁護する事業の推進に努めます。

- ・障がい者の消費者トラブルの防止に向けて、消費生活センター等と連携を図るとともに、地域の見守り力を高める体制づくりに努めます。
- ・虐待の早期発見や防止に向けた連絡連携体制に努めます。
- ・障がい者が交通事故等に遭うことがないように、交通安全教室を実施します。

⑤ 社会参加

- ・移動支援事業等により、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出支援を行います。
- ・障がい者が主体的に文化・芸術活動に取り組むことができるよう、文化・芸術活動への参加機会を広げるとともに、活動成果の発表の場づくりを支援します。
- ・様々な人々が障がい者スポーツへの理解を深められるような啓発を行うとともに、誰もが一緒に楽しむことができるスポーツの魅力を生かし、障がいのある方とない方との交流の場としてスポーツに親しむことができる機会をつくることにより、障がい者の生活・活動の場を広げていきます。

3. 地域資源開発 ～障害の有無にかかわらず、地域で活動でき、ユニバーサルデザインに配慮したまち～

障がい者やその家族が住み慣れた地域で暮らしていくためには、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成する必要があります。障がい者が利用できる地域資源の開発を行いつつ、障がい者の活躍の場の拡大を図り、さらには、すべての市民が生活しやすいユニバーサルデザインに配慮したまちを目指します。

① 地域の資源

- ・障がい者同士が気軽に集まり、楽しく過ごすことができる場の確保に努めます。
- ・放課後や夏休み等の障がいのある児童の居場所の確保に努めます。
- ・地域移行前に訓練を兼ねた体験利用ができるよう、グループホームの体制整備を図ります。
- ・制度では完全に支援しきれないところを、自治会や民生児童委員、福祉委員等の身近な地域住民が積極的に支援できるような体制づくりに努めます。
- ・自主的なボランティア活動やNPO活動の機能を損なうことなく、それぞれの役割や持ち味を充分活かせるような体制づくりに努めます。
- ・サービス利用時の送迎について、一つの事業所では実施が困難なことから障がい者施設のネットワークを作って実施できないか、関係機関で検討を行います。

② 住環境

- ・市内の公共施設や道路等において、段差解消や障がい者トイレ設置等のユニバーサルデザイン化に努めます。
- ・利用しやすい施設設備についての情報提供を行います。
- ・インターネットの活用等、効果的な情報提供体制の充実を図ります。
- ・手話通訳者や要約筆記者によるコミュニケーション支援、声の広報発行による情報提供の充実等、障がい者や支援者へ情報が行き届くような体制づくりに努めます。
- ・障がい者が使いやすい情報通信機器の設置を行います。
- ・車椅子でも外出しやすい環境整備に努めます。
- ・グループホームの設置を促進します。
- ・緊急時のサポートをはじめとする居住支援体制づくりを行います。
- ・老朽化の著しい入所施設、グループホームについては、入所者の居住環境の改善に配慮し、支援の在り方について研究するとともに、在宅の障がい者に対しては、住宅改修事業等を活用しながら居住環境の整備を促進します。
- ・段差の解消や手すりの設置など、障害に応じたバリアフリー化を進めることにより、暮らしやすい住宅の整備を促進します。

4. 就労 ～障害の有無にかかわらず、就労を通じた社会参加ができるまち～

能力や障がいの状況に応じた職業能力開発の機会を確保するとともに、一般雇用や福祉的就労の促進に努めるなど、障がい者の雇用機会の拡大を図る必要があります。

働くことを望んでいる障がい者が職業に就くことで、生きがいを感じ、社会経済活動に参加しながら、地域で生活していけるまちを目指します。

① 実習先の確保

- ・就労移行支援により、生産活動、職場体験の提供、必要な訓練、求職活動に関する支援を行います。
- ・就労継続支援や地域活動支援センターにより、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を実施します。
- ・市役所での職場実習機会を提供します。
- ・それぞれの事業所において、工賃が増収となるような体制づくりに努めます。
- ・障害者優先調達推進法に基づく積極的な調達の推進など、福祉施設の受注機会が拡大するよう、体制づくりに努めます。

② 一般就労

- ・多様な障害種別にあった一般就労に向けての支援体制づくりを構築するべく、地域自立支援協議会を活用し、地域の課題について情報を共有しながら障害者就業・生活支援センター、公共職業安定所（ハローワーク）等の関係機関が一体となり、密な連携を図ります。
- ・障がい者と企業の間立ち、就業と生活の一体的支援を行うジョブコーチ（職場適応援助者）の活用が図られるよう、利用促進を図ります。
- ・障がい者の一般就労や雇用支援策に関する理解の促進を図ります。
- ・市役所において障がい者雇用率を達成するよう、計画的な採用に努めるとともに、短時間労働等の雇用形態、職域の拡大、精神障がい者雇用の促進を図ります。

5. 教育 ～障害の有無にかかわらず、一人ひとりにあった教育支援に配慮したまち～

障害のある人、ない人にかかわらず、すべての子どもがともに教育を受けられるようにするためには、特別な支援が必要な子ども一人ひとりのニーズをきめ細かく把握しながら、適切な支援を行う必要があります。

支援の必要な乳幼児や就学前児童の早期発見に努め、能力を最大限に伸ばしていくために適切な教育支援が展開できるようなまちを目指します。

- ・発達障害を早期に発見し、療育につなげていく体制の充実を図ります。
- ・支援の必要な子ども一人ひとりのニーズに応じた適切な支援を一貫して行うため、関係者の連携を密にし、支援体制の充実を図ります。
- ・障がいのある児童と障がいのない児童との相互理解を深めるための活動を一層促進します。
- ・保育所や放課後児童クラブ等の子育て支援策における障がい児の受け入れに努めます。
- ・教育上、支援を必要とする児童生徒に対して、適切な教育を行うことができる体制づくりに努めます。
- ・就労を希望する障がいのある生徒に、より早い段階で職業訓練を活用することにより職業能力の向上を図り、就労に向けた切れ目のない支援を実施します。
- ・特別支援連携協議会や地域自立支援協議会等の関係機関で構成される会議において、福祉と教育の連携を図り、一貫した支援のあり方を検討します。
- ・発達障害をはじめとして、障がい者に対する理解と認識を深めるための啓発に努めます。
- ・重度心身障がいのある子どもや、医療的ケアを必要とする子どもが身近な地域でも必要な支援が受けられるよう、東讚保健福祉事務所、病院、障がい児通所支援事業所、学校等の関係者が連携を図るための協議の場を設けることにより、各関連分野が共通の理解に基づき、協議する体制づくりに努めます。

6. 保健・医療 ～障害の有無にかかわらず、保健・医療サービスが受けられ疾病の予防・早期発見・治療ができるまち～

障がいには、先天性のものと事故や疾病、生活の環境等から生ずる後天性のものがあり、それぞれについて、早期発見、早期治療、早期療育体制を充実するとともに、後天性のものについては特に予防面を強化する必要があります。

障がいを軽減し、安心して地域で生活を行うために、障害特性にあった保健・医療サービスを受けることができる体制づくりに努め、障がいの原因となる疾病の予防・早期発見・治療がしやすいまちを目指します。

- ・障がい者を理解して受け入れを行う医療機関の充実に努めます。
- ・精神障がい者が気軽に相談し、安定した暮らしができるような精神保健体制づくりに努めます。
- ・生活習慣の改善により、障害の原因となる疾病の予防・治療を行えるような体制づくりに努めます。
- ・社会的なストレス要因の増加に対応するため、こころの健康について知識の普及や相談サービス等の情報を提供します。

2 ライフステージに応じた施策

地域での自立生活を基本に、障害の特性に応じ、障がい者のライフステージの全段階を通じた切れ目のない総合的な利用者本位の支援を行います。

大項目	乳幼児期(0～6歳)		学齢期(7～17歳)		青年期(18～30歳代)		壮年期(40～64歳)	高齢期(65歳～) (介護保険との連携)
	保育所	幼稚園	小中学校	高等学校	大学	就労		
啓発			啓発広報活動					
			イベント交流					
[関係機関]	障害特性を理解した人材確保							
地域生活支援	相談支援体制の充実							
	療育支援体制の充実 乳幼児健診等による早期発見		適切な教育的支援 体制の整備					
	障害福祉サービスの充実							
	経済的支援							
	特別児童扶養手当、障害児福祉手当、児童障害者福祉年金等				特別障害者手当、障害年金			
	自立支援医療給付(育成医療)				自立支援医療給付(更生医療)			
	自立支援医療給付(精神通院医療)							
	災害、権利擁護等安全・安心の支援体制							
	日常生活自立支援事業・成年後見制度							
	芸術・文化活動、スポーツ活動等の社会参加							
[関係機関]	サービス提供事業者のネットワーク、事業所の確保及び人員確保							
地域資源開発			放課後や夏休み等の居場所		日中活動の場の充実 地域交流の場等			
	ユニバーサルデザインへの取り組み							
[関係機関]	福祉関係団体やボランティアセンター等との連携							
就労					障害者就業・生活支援センター、就労移行支援、就労継続支援、地域活動支援センター等			
[関係機関]	委託作業の確保、事業所への情報提供							
教育	療育支援体制の充実 乳幼児健診等による早期発見 障がい児保育		職場実習 適切な教育的支援 体制の整備					
	相互理解							
[関係機関]	特別支援連携協議会や地域自立支援協議会等による連携							
保健・医療			重度心身障害者医療費給付					
[関係機関]	障害特性を理解した人材確保							